（火山対策調整官）

第九十五条の二　管区気象台（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ火山対策調整官一人を置く。

２　火山対策調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　活動火山対策特別措置法第三十五条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関すること。

二　災害の防止のための火山現象の予報及び警報に関すること。

三　災害の防止のための火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地震火山課の所掌事務）

第百四条　地震火山課は、次に掲げる事務（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地震津波対策調整官及び火山対策調整官の所掌に属するものを、大阪管区気象台にあっては、地震津波対策調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地震津波対策調整官及び火山対策調整官の所掌に属するものを、大阪管区気象台にあっては、地震津波対策調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十八号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事故調査情報技術企画官及び事故調査調整官）	（事故調査調整官）
第三条　委員会の事務局に、事故調査情報技術企画官一人及び事故調査調整官九人を置く。	**第三条**　委員会の事務局に、事故調査調整官九人を置く。
２　事故調査情報技術企画官は、参事官のつかさどる職務のうち事故等調査に係る情報技術に関する企画及び立案に関するものを助ける。	（新設）
３　事故調査調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関するものを助ける。	２　事故調査調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関するものを助ける。

（火山防災情報調整官）

第九十五条の二　管区気象台（東京管区気象台及び大阪管区気象台を除く。）の気象防災部に、それぞれ火山防災情報調整官一人を置く。

２　火山防災情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

一　火山災害の防止に係る火山現象の予報及び警報に関すること。

二　火山災害の防止に係る火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること。

（地震火山課の所掌事務）

第百四条　地震火山課は、次に掲げる事務（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、地域火山監視・警報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　地震動、火山現象及び津波の予報及び警報に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、火山防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地震及び火山現象に関する情報の収集及び発表に関すること（札幌管区気象台、仙台管区気象台及び福岡管区気象台にあっては、火山防災情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）